

ふじのみやししゅねんこじょうれい 富士宮市手話言語条例

へいせい ねん がついたち しこう
平成28年4月1日施行

し みん あんせん あんしん く ふじのみやし
～すべての市民が安全・安心に暮らせる富士宮市をめざして～



©富士宮市さくやちゃん

わたし す さまざま ひと だれ おな まな はたら
私たちの住むまちには、様々な人がいます。誰もが同じように学び、働
く けんり も き、暮らす権利を持っています。

ですが、現実には「誰もが同じように社会参加すること。」を妨げる障壁
さべつ そんざい や差別が存在しています。

そんな障壁や差別を取り除き、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支
きょうせいしゃかい じつけん しょうがい ただ りかい しそん
えあう「共生社会」の実現のためには、障害についての正しい理解を市全
たい ふか たいせつ ひと し しゅわ げんご にんしき もと しぜんたい
体で深めていくことが大切になります。

その一つとして、市は「手話が言語」であることの認識に基づき、市全体
しゅわ りかい つと しゃ しゅわ りょう かんきょう すいしん
が手話の理解に努め、ろう者が手話を利用しやすい環境づくりを推進する
こみん とも く ち いきしゃかい きず めざ
ことで、すべての市民が共に暮らす地域社会を築いていくことを目指し、
ふじのみやし しゅわ げんこじょうれい さくてい
「富士宮市手話言語条例」を策定しました。

じょうれい つく 条例を作るきっかけ

国連の定めた「障害者権利条約」の中で、手話は言語として定義されています。

また、条約の批准を受けて改正された「障害者基本法」の中でも、手話は言語として位置づけられました。

そのことを受けて、「手話が言語」であることを実生活において生かされるようにするためにには具体的な法整備が必要であると、「手話言語法」の制定を求める動きが全国的に広まりました。富士宮市においても、平成26年9月富士宮市議会定例会において、手話言語法制定を求める意見書が提出され、全会一致で採択されました。

また、鳥取県をはじめ、手話言語条例を独自に制定する自治体も増えてきました。

このような背景から、平成26年11月富士宮市議会定例会において「手話言語条例」に関しての意見を求められた市長は、「市民が使いやすい環境にしていくことは市の責務であり、その取り組みを進めていくことは必要である」とし、県下の先駆けになるよう条例の早期制定について、前向きに取り組んでいくことを公約として述べました。

これをきっかけに富士宮市では、ろうの方や手話通訳士・者、手話サークル員を中心に条例策定のための委員会を立ち上げました。この条例が、ろうの方だけではなく、障害者政策全般を、より充実させていく契機になることを願っています。

なが 制定までの流れ

2015年5月～12月	手話言語条例作成実行委員会による検討(全5回)
第1回 5月 8日	実情把握、条例案提示(行政説明)
第2回 6月 24日	条例案修正、追加条項の検討
第3回 7月 15日	条例案の修正、追加条項の検討、パブリックコメントに向けた協議
第4回 8月 5日	パブリックコメントに向けた条例案の最終協議
第5回 10月 8日	パブリックコメントの結果及び議会提出に向けた条例案修正の最終協議
2015年9月1日～9月30日	パブリックコメントの実施
富士宮市手話言語条例 例規審査委員会を経て、 制定(2015年12月14日)	市議会11月定例会へ提出し、環境厚生委員会での審議。
	施行(2016年 4月 1日)

ふじのみやししゃかげんごじょうれい がいよう 富士宮市手話言語条例の概要

[目的]

第1条

- ① 手話が言語であることを認識する。
- ② 手話への理解と手話の普及についての基本理念を定める。
- ③ 市の責務と市民の役割を明らかにする。
- ④ ろう者とろう者以外のものが共生する地域社会の実現を目指す。

[定義]

第2条

- ① 「ろう者」とは、手話を言語として日常生活を営む者をいう。

[基本理念]

第3条

- ① 手話は、独自の言語体系を持った文化的所産であり、ろう者が大切に受け継いできたものである。
- ② 相互に人格や個性を尊重し、地域社会で共生するための意思疎通の手段として必要な言語である。

[市の責務]

第4条

- ① 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策について、総合的かつ計画的に推進する。

[市民等の役割]

第5条

- ① 基本理念への理解を深め、市が推進する施策に協力する。
- ② 事業者は、利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境を整備することに努める。

[施策の策定及び推進]

第6条

- 障害者基本法第11条3項に規定する「富士宮市障がい者計画」に掲げる施策について、総合的かつ計画的に推進する。
- ① 手話への理解促進及び手話の普及に関する施策。
- ② 手話による情報の取得や手話の使用しやすい環境づくりに関する施策。
- ③ 手話による意思疎通支援の整備とその拡充に関する施策。

* * 手話は言語 * *

昔、手話は「手まね」と言われ、差別や偏見の対象でした。また、手話で話すことを禁止された歴史もありましたが、そんな状況も現在では少しずつ変わってきています。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されました。日本では、2011年8月に成立した改正障害者基本法においても、「言語(手話も含む)」と明記されました。

手話は、日本語に手の動きや表情をあてるだけだと思われがちですが、日本語とは異なる独自の言語体系をもっており、「視覚言語(見てわかる言葉)」のため、音声言語とは語順をはじめとする文を形作るルール(文法)などで大きな違いがあります。

そして、「言語」ですから時代とともに変化をしている手話もあります。例えば、「福祉事務所」という手話。40年以上前は「汽車／割引／場所」という手話でしたが、現在では「幸せ／事務／場所」と表現します。

まだ、聞こえないことや手話に理解のない頃は、市の職員とも通じ合えず、そこはただ、[汽車の割引券をもらうだけの場所]でした。

しかし、手話やろう者に対する社会の見方が変化し、福祉事務所に手話で話せる職員がいることで、ろう者も窓口に気軽に来て、いろいろな相談ができる場所に変わりました。

このように手話は、ろう者の歴史や暮らしに大きく関わり、その状況に合わせて変化もしている言語といえます。

聞こえないことや手話をもっと身近なものに…



情報とは

みんなの考える「情報」とは、どんなものでしょうか？災害が起きた時の緊急放送ですか？市役所からの放送ですか？…私たち聴者は、日々、さまざまな音を聞き、その中から「自分に必要な」情報を選んでいます。ただ、そのようにして選んだ自分にとって必要なことだけが「情報」ではなく、選ぶ前に聞こえていた音も情報なのです。

そして、ろう者はそのすべてが聞こえません。

富士宮市ではお昼と4時の時報が「ふじの山」と「富士宮市歌」に変わりました。聴者は意識しなくとも耳に入り「変わったんだ。」と判断できます。けれど、ろう者は「変わったよ。」と教えてもらうまで、時報が変わったことを知りません。「時報が変わった」という情報は重要ではないかもしれません、重要なかどうかの判断を聴者は「聞いて、わかった上でできる」のに対し、ろう者は「聞こえないために全く知らない」ため、判断すらできないのです。

通訳場面で「たいした内容ではないから通訳しないで」と言われることもあります。

しかし、その情報が大切かどうかを決めるのは、聞こえる聞こえないに関わらず、**情報を得る本人**です。他人が「必要ない」と思ったことでも、ろう者にとっては、重要なことかもしれません。

手話通訳

「私たちも聞きたい・知りたい」「私たちも意見を言いたい・聞いて欲しい」そんなろう者の願いから、今の手話通訳制度ができました。手話通訳者は自分がろう者の耳代わりとなり、聞こえたものすべてを伝えています。「この情報は必要ない」とか「これは、関係ないから伝えなくていいだろう」という判断を、手話通訳者は行いません。

なぜなら、その判断を行うのはろう者自身だからです。

ろう者はきちんとした情報を伝えてもらえないから、何もわからず、何も知らなかっただけで、情報を正しく伝えれば、自ら考えて答えを導き出せます。

ですので、手話通訳者は聞こえた全てを情報として伝えます。そこから、自分に必要な情報を取捨選択するのはろう者です。手話通訳者派遣制度は、ろう者の情報保障を行うために出来た制度の一つです。でも、この制度はろう者だけのものではありません。手話がわからない聴者とろう者のコミュニケーションの仲介者としての役割もあります。

手話通訳者は、付添でもお世話係でもありません。ろう者が、**主体的に社会参加するための社会資源の一つ**です。例えば、聴者が話し出しても、ろう者が手話通訳を見られなければ、見られるようになるまで待つことをお願いします。それは、手話通訳者が「代わりに聞く」ことはしないからです。その話を「聞く必要がある」のはろう者です。**直接、本人に伝えてもらうために、手話通訳者がいるのです。**

コミュニケーション手段 しゅうだん

さまざまな場所で違う者と出会った時のコミュニケーション手段はいろいろあります。

手話 (しゅわ)

手話は、手や指の動きだけではなく、表情・腕・体・などを全身を使い表現します。手話は「視覚言語(見てわかる言葉)」とも言われており、日本語にはないさまざまな特徴があります。



あり
が
ど
う

★具体的な表現

形や動作、状況などをそのまま表現する。写像性とも言われる。
表現例) 雨 (が降る) : 実際に雨がふっている様子を表現

★身振りや表情

手・顔・体の表情及び強弱、速度の変化で状況や感情の表現を行う。
表現例) できる(「あまり自信がない」や「自信満々」といった感情の度合い)

★格の決定(方向)

位置や方向を表すことにより「誰が」「誰に」のように、格(主語)をはっきりさせる。
手話動詞の場合、方向により能動(する)、受動(される)を表現する。
表現例) 助けるー助けられる

★格の決定(指さし)

主語を明確にする時や強調したい時に表現する。
表現例) 私ーあなた(自分や相手を指さす)

※ 一般的に「人を指さすのは失礼」と言われていますが、手話の場合は「指さす」とも言語のひとつになります。そのため、手話での会話の時は指さしをしてもされても失礼にはなりません。

★空間利用

上下・左右・前後と表現する方向によって、立場や位置関係、時間の経過などを表現する。
表現例) 兄・弟

★時制(過去・現在・未来)

自分の体(現在)を中心、体の前方は未来、後方は過去を表現する。
表現例) 明日・今日・昨日



★同時性

両手や目線を使って、複数の動きや事柄を同時に表現できる。
表現例) 電話しながらメモを取る

指文字(ゆびもじ)

指を使って、50音を表します。手話で表現できない時や新しい言葉を表現するときに使います。▶ P13・14参照

ただ、ろう者はあまり指文字を使いません。3文字以上は、表現も読み取りも難しいとも言われています。手話がわからない時は、身振りなどで表現した方がより伝わりやすくなります。

読話(どくわ)・読唇(どくしん)

話す相手の唇の動き・形を読み取る方法で、ろう者は唇の形や話の流れから、「こういう事だろう。」と予想しています。口の形を見て、話されている単語を自分の知っている言葉から選んでいるので、聞こえる私達が聞いている通りに理解できている訳ではありませんし、話されて内容と違って伝わってしまうこともあります。内容を100%正確につかむのは本当に困難です。

さらに、同音異義語(はし:橋・箸・端)や口の形が似ている場合(たまご・たばこ)やあまり口を動かさないなどの読み取りにくい状況も、ろう者にとっては負担になります。お互いが初対面の時は、正面から、ゆっくり・はっきり口の形を示すと、読み取りやすくなります。話す時は、一音ずつ区切るのではなく、文節で区切った方がわかります。



きょう
今日は/
ふじさん
富士山が/
おお
大きく/
み
見えますね。

※わかりやすい話し方の一例

発語 (はつご)・発音 (はつおん)

ろう者の発音は、聞き取りにくいことがあります。自分の発した声が聞こえないので、言葉のトーンやリズム、イントネーションなどが確認できないためです。

ろう者は発語・発音するために、とても厳しい訓練を受けてきています。「聞けばわかる」という気持ちで、じっくり聞くことが大切です。

筆談 (ひつだん)

紙などに文字(文章)を書いて内容を伝え合う手段です。紙だけなく、てのひらに書いたり、空中に書くこと(空書き)も含めます。

長い複雑な文章だと書くのに時間がかかり、表現によっては誤解を招きます。簡潔で分かりやすい表現を心がけましょう。

日本語は主語を省くことが多いですが、筆談の時は主語と述語をはっきり書くことも大切です。

また、ろう者は「見る人」です。漢字は「読み方」ではなく「字の形」で覚えます。そのため、ひらがなを使うよりは、漢字を使った方がわかりやすいです。



担当者へ確認させていただきました
が、施設へ申し込みをしていただい
た上で、こちらでの待機が可能との
ことです。



施設に申し込みないと、お母さんは
希望の所の待機ができない。
あなたが、先に施設の申し込みをして。

身振り (みぶり)

形や動きの特徴をとらえて体全体で表現します。「電話」や「バイバイ」も身振りの一つといえます。

大きな声は聞き取りにくいです。

補聴器をしていると、大きな声で話した方が聞こえると思われがちですが、音を感じる器官(内耳)を損傷している場合は発音が明瞭に聞き取れないで、大きな声では余計に声が割れて、聞き取りにくくなります。

普通の声の大きさで、ゆっくり、はっきり、ていねいに、言葉を区切りながら話しましょう。



ろう者と出会った時には…

- ▶ 後ろから声をかけられたり、突然話しかけられても、聞こえないので反応できずに、「無視された！」と誤解を受けることがあります。声をかけても反応がないときは「聞こえないのかな」と考え、肩を軽くたたいたり、目の前で手を振ったりと合図をし、目が合ってから話し始めてください。



- ▶ ろう者が、会話を正しく理解するためには、手の動きだけでなく、表情や口の動き・身振りも必要です。顔を相手の方に向け、逆光にならないような位置で話すことを心がけてください。
- ▶ マスクをしていると、口元が見えないので話しているのかどうかの判断ができず、不安になることがあります。マスクを外して、話していただけすると助かります。

こんな時に困っています

電車やバスの利用時に

事故などによる運行中止の放送や乗り換え等の車内放送がわからなくて、取り残されてしまう場合があります。電光掲示板のお知らせを指し示したり、筆談で情報を知らせたりしましょう。

災害を知らせるサイレンが鳴ったときに

災害などの緊急時のサイレンや避難誘導の指示が放送されてもきづかないことがあるので、身振りや筆談などで状況や避難についての情報を伝えましょう。あらかじめ緊急時のサインを決めておくと素早い対応ができます。

また、一人暮らしの聴覚障害のある人がいる場合は、情報が伝わっているか近所のみんなが確認するようにしましょう。

自転車や車の運転中に

聴覚障害のある人は、後ろから来る自動車の接近音やクラクション、自転車のベルが聞こえません。

「何か聞こえない理由があるかもしれない」と思い、無理に追い越さないようにしましょう。

しゃ わ ね ほ
手話を覚えよう！
☆あいさつからはじめましょう



おはよう



あいさつ



こんばんは

向かい合った人さ
し指を折り曲げる
ことで、人が頭を
下げていることを
表現し「あいさつ」
の手話をになります。



「ありがとう」
の手話は、力士
が懸賞金を受け
取るしぐさから
出来ている。

ありがとう

例えば「おはよう」
は、「朝」の手話と
「あいさつ」と一緒に
表して「朝のあい
さつ」=「おはよう」
となります。



指で眉間にし
わを寄せるよ
うにします。
謝罪の気持ち
を込めて、手と
頭を下げる。

すみません

☆覚えてみましょう 1



大丈夫 (だいじょうぶ)



まつ



けが

手を小刻みに
揺らす。
表情も大切。



いたい



わかる

肩の辺りを
2回ほど、
はらうよう
にする。



わからない



指を自分に
向けて、2回
振り下ろす。



おしえてください

「お願いします。」

P10「教えてください」の
2コマ目とP12「よろしくお願
いします」の3コマ目は「お願
い」の手話です。

音声語は、声の調子で
「気持ち」を伝えますが、手話
は表情・手や体の動きの違い
で「気持ち」を伝えます。
どんな風に「お願い」するの
かも考えて表現してみましょう。

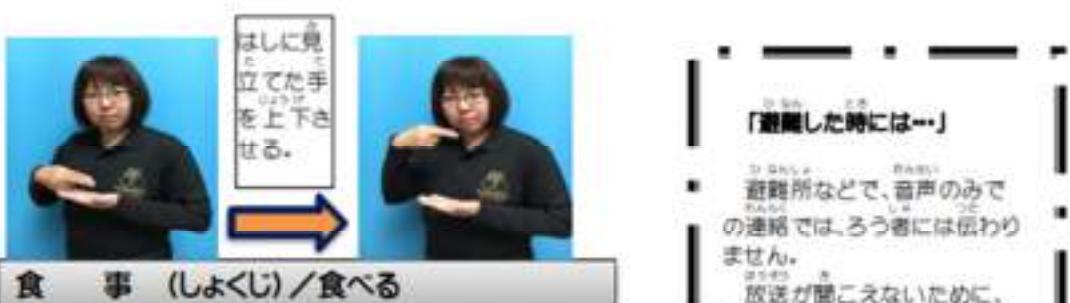


両手を自分
の方へ引き
寄せる。



必要 (ひつよう)

☆覚えてみましょう 2



「避難した時には…」

避難所などで、音声のみでの連絡では、ろう者には伝わりません。

放送が聞こえないとために、食事が配布されたことを知らず、食べられなかつた…という

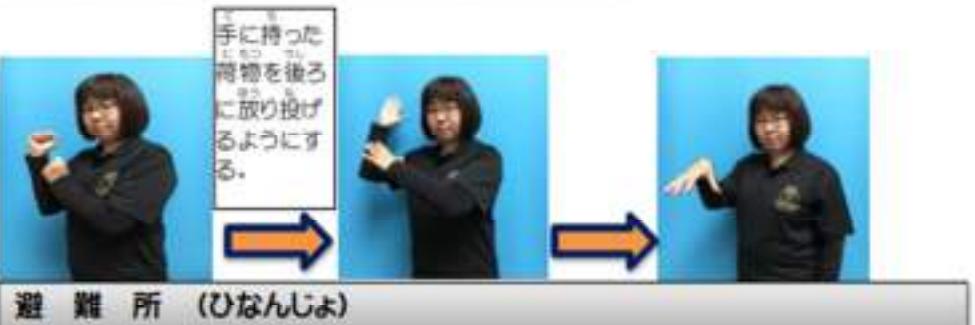
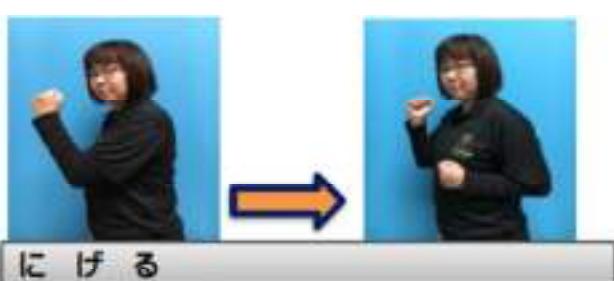
ことも実際に起こっています。

「食事(食べる)」の手話をし

て、配布場所を指さすだけでも伝わります。

避難所などにろう者がいる

場合は、情報を教えてください。



じこじょうかい
☆自己紹介しましょう



はじめまして



わたし なまえ
私の名前は○○です

名前(個人名)の表現方法は、
さまざまです。
手話で、名前を表現する方法
もその一つです。



よろしくおねがいします



「手話では、表情も大切な言語の一つです。」

うれしい・悲しい・楽しい・怖い…等の「伝えたい気持ち」を手話と一緒に表現
しましょう。

「伝えたいけれど、手話がわからない…」そんな時は、身振りも有効なコミュニケーション手段になります。

例えば、「お腹が痛い」という手話がわからなくても、「お腹をおさえて痛そう
な表情」をすれば、十分に伝わります。

「手話がわからないから…」と戻込みせずに、筆談・口話・身振り…いろいろな
方法で気軽に私たちとコミュニケーションしてみましょう！

手話を覚えると「何かの時に役に立ちたい」と言われますが、「何かの時」はめ
ったに起こりません。それよりも、普段の何気ない会話をいっぱいいっぱい楽し
んでみませんか？



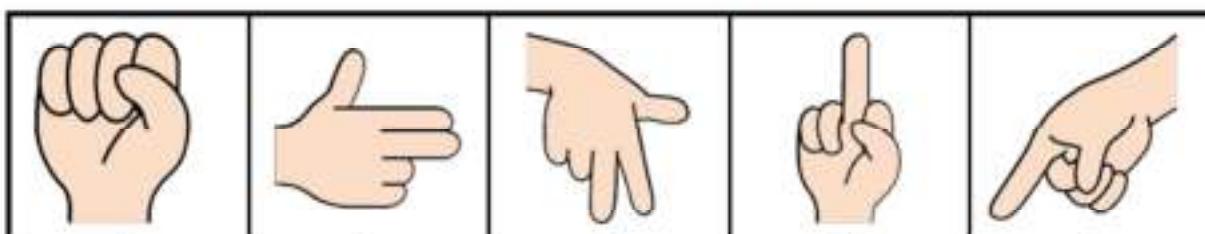
ゆび
指
も
文
じ
一
らん
覽
ひょう
表



あ
アルファベットのa
い
アルファベットのi
う
アルファベットのu
え
アルファベットのe
お
アルファベットのo



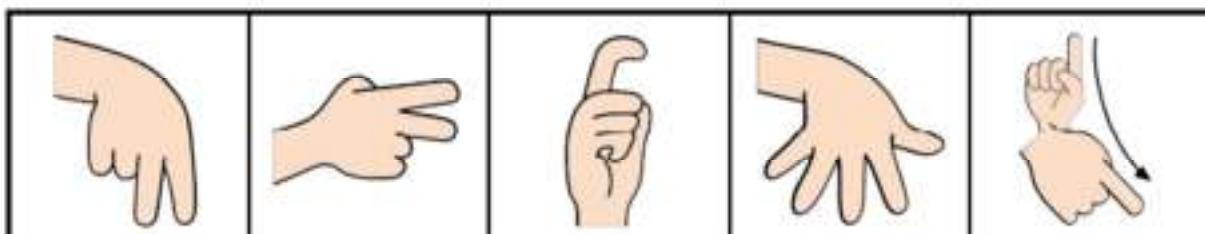
か
アルファベットのk
き
影絵のきつね
く
数詞の9
け
髪の毛のけ
こ
カタカナのコ



さ
アルファベットのs
し
すうじ
数詞の7
す
カタカナのス
せ
せ
背が一番高い
そ
代名詞「それ」



た
アルファベットのt
ち
カタカナのチ
つ
カタカナのツ
て
手そのもの
と
あなたと私の「と」



な
アルファベットのn
に
カタカナのニ
ぬ
ぬ
木の根
ね
ね
の
カタカナのノ

*あいて
み
す
相手から見た図

は アルファベットのh	ひ すうし 数詞の1	ふ カタカナのフ	へ カタカナのヘ	ほ ふな 船の帆

ま アルファベットのm	み すうし 数詞の3	む すうし 数詞の6	め めのかたち	も もちろんの「も」

や アルファベットのy	ゆ おんせん 温泉の湯氣	よ すうし 数詞の4	よ そくおん 促音(例:○ッ○) てまえ 手前に引く	よ ながおん れい 長音(例:○ー○) ながじ 縦棒を書く

ら アルファベットのr	り カタカナのリ	る カタカナのル	れ カタカナのレ	ろ カタカナのロ

わ アルファベットのw	を おを後ろに引く	ん カタカナのン	ん はんだくおん れい 半濁音(例:ほ) うえ 上にあげる	ん だくおん れい 濁音(例:ぶ) みぎ いどう 右の移動させる

ふじのみやししゅわげんごじょうれい 富士宮市手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者及びろう者以外の者が共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 手話は、独自の言語体系を有する文化的な所産であって、ろう者が知的に心豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであること。

(2) 手話は、ろう者及びろう者以外の者が、相互にその人格及び個性を尊重し、かつ、共生することができる地域社会の実現のための意思疎通の手段として必要な言語であること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第6条 市は、第4条の規定に基づき、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する富士宮市障がい者計画において、次に掲げる施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策

(2) 手話により情報を取得し、及び手話を使用しやすい環境づくりに関する施策

(3) 手話による意思疎通支援の整備及び拡充に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

富士宮手話サークル「てのひら」

【手話サークルの目的】

- ①ろうあ者と健聴者の交流を図る
- ②ろうあ問題を学び、ろうあ者の生活を守るために運動を共に進める
- ③手話技術の学習を行う
- ④手話通訳者を育てる

【活動内容】

◆定例会

場所：富士宮市総合福祉会館1階 第1・2会議室
日時：毎週火曜日 18:50～20:50
内容：手話学習(読み取り・聞き取り・手話表現)、手話だけのおしゃべり、誕生会、クリスマス会、講演、街へ出よう等の交流企画

※サークルへの見学・入会は自由です。事前の連絡がなくても大丈夫です。

◆年間行事：旅行・ハイキング・忘年会・お花見など

◆その他：入会金 1,000円 年会費 1,800円
静岡県聴覚障害者協会等の主催行事への参加もあります。

富士宮市身体障害者福祉会 聴覚障害部

富士宮市身体障害者福祉会に属する団体です。

聴覚障害部は、聞こえない人だけで構成されています。

毎月、部会を開催しており、聞こえないことから起こる問題やろうあ問題に関する運動、福祉会の行事への協力などについて、話し合っています。

【主な活動】

富士宮市身体障害者福祉会行事への参加、富士宮市手話講習会への講師派遣、市内の学校への講師派遣、文化交流など

【加入条件】

身体障害者手帳(聴覚障害)を所持している方で、福祉会への加入が必要です。

しゅわべんきょうかい
手話勉強会

よるかつどうしゅわ こうしゅうかい でき しゃ しゅわまなはじ けんちょうしゃあつ
夜の活動(手話サークルや講習会)が出来ないろう者と、手話を学び始めた健聴者が集まつ
て、おしゃべりや手話学習などをして交流しています。

かつどうないよう
【活動内容】

◆勉強会

ばところ ひとき ばところ ひとき ひとき ひとき
場所 : 富士宮市駅前交流センターきらら

日時 : 毎月第3木曜日 9:30~11:30

きほんてき まいつきだい もくようび しせつ よやくじょうきょう へんこう
※基本的には毎月第3木曜日ですが、施設の予約状況などにより、変更され
る場合があります。

ないよう
内容 : おしゃべり、手話学習など

☆ 参加は自由です。駐車場は、きららの駐車場が利用できます。



こうえきしゃだんほうじんしづおかげんちょうかくしようがいしゃきょうかい がいよう 公益社団法人静岡県聴覚障害者協会 概要

【活動目的・事業内容】

ちょうかくしようがいしゃ ふくし こうじょう しゃかいてき じりつ そくしんおよ ちょうかくしようがいしゃ たい けんみん りかい こうじょう
聴覚障害者の福祉の向上、社会的自立の促進及び聴覚障害者に対する県民の理解の向上
かん じぎょう おこな けんみん ふくし そうしん きよ とうきょうかいていかんだい じょう
に関する事業を行い、もって県民の福祉の増進に寄与する。(当協会定款第3条)

- (1) 手話通訳者等養成研修事業
- (2) 手話通訳者等派遣事業
- (3) 聴覚障害児・者生活支援事業
- (4) 聴覚障害者文化学習活動等開催事業
- (5) 障害福祉サービス事業及び地域活動支援センター運営事業
- (6) 聴覚障害に関する普及啓発事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

【所在地・連絡先】

所在地：〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館5階

TEL：054-254-6303 / FAX：054-254-6294 / E-mail：office@shizudeaf.com

当協会ウェブサイト URL：<http://www.e-switch.jp/sz-deaf/>

【開所日時・休日】

かいじょじかん 開所時間：9:00～17:00
きゅうじつ まいしゅうどにち しゅくじつ ねんまつねんし がつ にち がつ か
休日：毎週土日、祝日、年末年始（12月28日～1月3日）

【会員】

せいかいいん 正会員 個人633人、団体3団体
さんじょかいいん 賛助会員 個人399人、団体2団体
ごうけい 合計1,032人、5団体（平成28年度末現在）



当協会シンボルマーク

【監事・理事】

かんじ めい かいちょう めい ふくかいちょう めい りじ めい
監事2名・会長1名・副会長2名・理事16名
なんかんじぎょう

【年間事業】

にちだいかい けん しゃたいかい けん しゃたいいくたいかい きょういくしづおか
みみの日大会、県ろうあ者大会、県ろうあ者体育大会、ろう教育静岡フォーラム、
しづおかげん しゅわうやくしゃもんだいけんきゅうとうろんしゅううかい しゅわうやくしゃけんこうかんり こうしゅうかい
静岡県ろうあ・手話通訳者問題研究討論集会、手話通訳者健康管理講習会、
ぼうさい かくぶ せいねんぶ じよせいぶ こうれいぶ とう
防災フォーラム、各部のつどい（青年部・女性部・高齢部）等

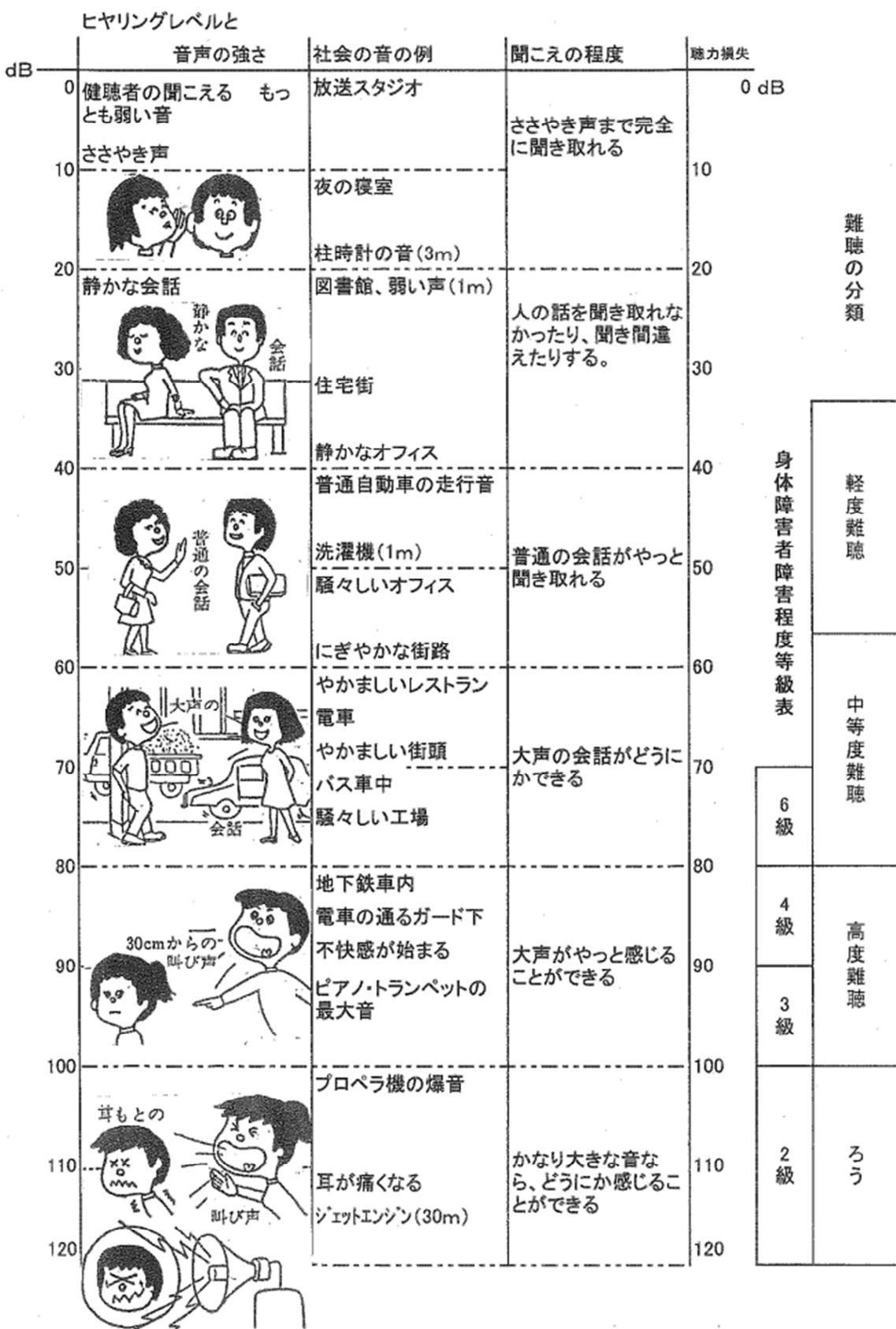
【ひとこと】

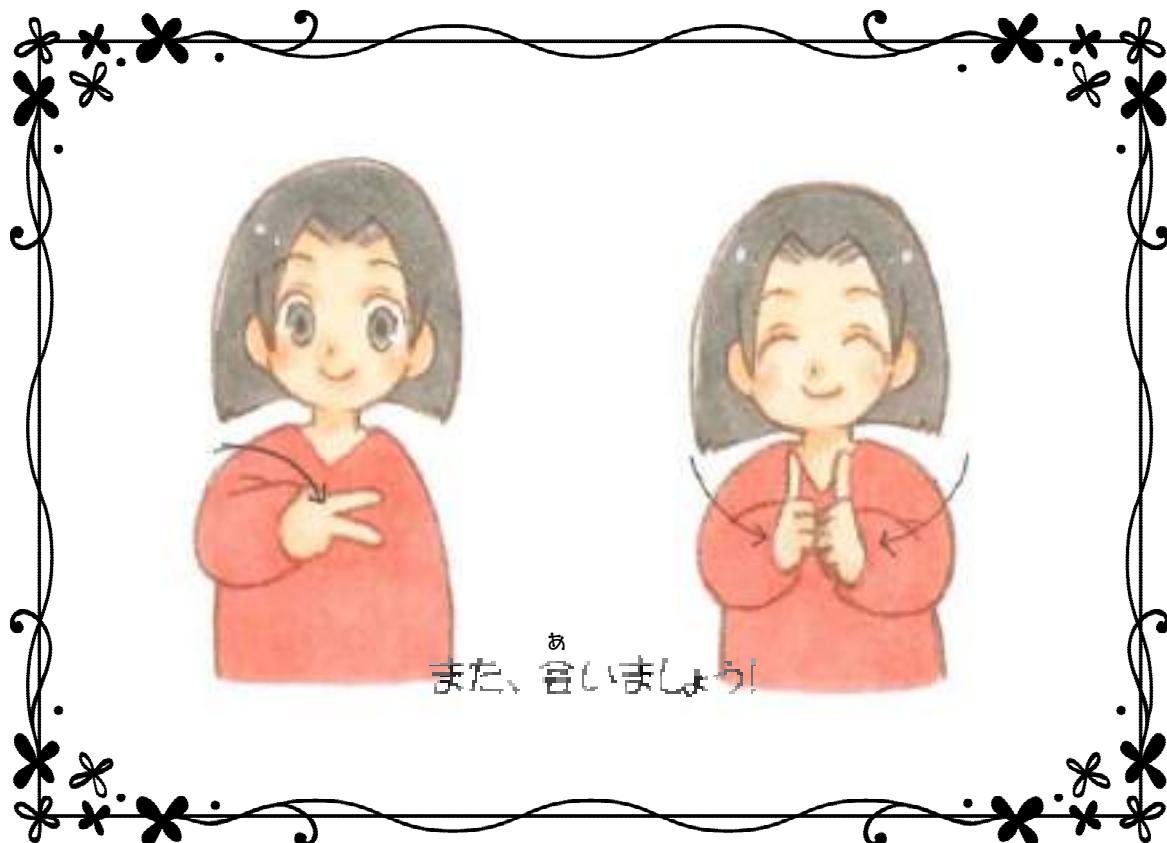
ちょうかくしようがいしゃ なか しゅわ せいかつ もの しゃ しゅわ おんせいげんご たいとう ぶん
聴覚障害者の中でも、手話で生活する者を「ろうあ者」といいます。手話は、音声言語と対等な、文
法や言語体系が確立された視覚言語です。

ちょうかくしようがい がいこん しょがい はんべつ じりき うご しえん ひつようせい ひく み
聴覚障害は外見からその障害が判別しにくく、自力で動けるため支援の必要性が低く見られがちで
す。しかし、①耳が聞こえない②そのために情報が入らない③聞こえる人との対話が難しいため社会
さんか しおがい も しゃかいさん か しゅわうやく ようやくひつき しき
参加ができない、という3つの障害を持ち、社会参加するためには手話通訳や要約筆記などの視覚によ
る意思疎通支援が必要です。当協会は、ろうあ者とそれを支える手話関係者が集まり、すべての聞こえ
ひとびと こうえきせい かつどう しゃ ささ しゅわうかんけいしゃ あつ き
ない人々のために公益性のある活動をしています。また、聞こえないことについての相談も隨時受け付
けています。お気軽にご相談ください。

聞こえの度合い

dB(デシベル)…聞こえの度合いを表す単位





手話通訳者の派遣・手話講座等に関するお問い合わせは・・・

ふじのみやしほけんふくしぶしょうりょういくしえんか
富士宮市保健福祉部障がい療育支援課

〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地

TEL 0544-22-1145 FAX 0544-22-121

Email ryoiku@city.fujinomiya.lg.jp



の富士宮市さくやちゃん

彩食見美 「世界遺産富士山」のまち
富士宮市